

# 一般社団法人 日本産業技術教育学会近畿支部 研究発表会細則

## 1. 目的

一般社団法人 日本産業技術教育学会近畿支部研究発表会（以下、研究発表会という）は、一般社団法人 日本産業技術教育学会近畿支部規約第 15 条にもとづき、近畿地区における産業技術教育に関する研究の発展向上を図ることを目的として開催する。

## 2. 開催地（開催校）

研究発表会の開催地（開催校）は各開催地 2 年連続での持ち回りとする。その順番は、原則として大阪教育大学、奈良教育大学、兵庫教育大学、京都教育大学とし、前年度総会で決定する。

## 3. 研究発表会実行委員会

- (1)研究発表会は、研究発表会実行委員会（以下、実行委員会という）を設けて実行する。
- (2)実行委員会の委員長は、事務局の置かれた大学所属の会員とし、前年度理事会で指名する。
- (3)実行委員会の委員は、実行委員会の委員長が指名する。

## 4. 研究発表会の参加資格

研究発表会へは、一般社団法人 日本産業技術教育学会の会員・非会員ともに参加できる。

## 5. 研究発表会の発表資格

研究発表者(講演要旨の著者の内、研究発表会での登壇者)は、一般社団法人 日本産業技術教育学会の本部会員(正会員、学生会員、終身会員、名誉会員、賛助会員)、又は支部会員（正会員、支部学生、終身会員、名誉会員、賛助会員）に限る。

## 6. 研究発表会の申込手続き

- (1)研究発表会に参加するものは、原則として研究発表会参加申込に定める方法に則って、告知された期日までに参加登録を済ませ、指定された方法にて参加費を納めるものとする。
- (2)研究発表会で研究発表するものは、参加登録に加え、研究発表会発表申込・投稿要領に定める方法に則って、告知された期日までに研究発表登録を済ませ、講演要旨を投稿すること。また、指定された方法にて参加費を納めるものとする。

## 7. 研究発表会の参加費

参加費は、その都度、理事会によって定める。

## 8. 研究発表内容の責任

講演要旨の内容についての責任は著者が負うものとする。研究発表および討論に付随して生じるいかなる問題についても支部は責任を有しない。

## 9. 研究発表の採否

研究発表の採否は実行委員会での議に基づき委員長が決定する。また、講演要旨が提出された後でも、委員長は、講演要旨の内容が研究発表会の趣旨にそぐわない場合には、研究発表を断ることができる。

#### 10. 研究発表内容の公開・提供

研究発表会の講演要旨は、告知された投稿締切日以降、研究発表会開催日まで(当日を含む)に講演要旨集として電子的に刊行し、参加者に公開・提供する。

#### 11. 講演要旨の著作権

講演要旨の著作権は、一般社団法人日本産業技術教育学会著作権規定に従う。

附則 本細則は、令和4年12月5日より施行し、令和5年7月1日より適用する。